

○農林水産省令第二十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第四条第一項（第五条において準用する場合を含む。）、第九条第五項、第十条第一項、第十四条第一項（同法第十七条第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第四十一条第一項、第四十三条第一項（同法第四十五条第二項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十四条、第六十九条第一項及び第七十五条並びに日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第六条第五項（同令第十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

農林水産大臣 野上浩太郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

第十四条 法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもつてしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一 五（略）

（公聴会）

第十六条 法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 四（略）

（格付の表示）

第二十六条 法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。

一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

イ 八（略）

二 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。）

改正前

第十四条 法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一 五（略）

（公聴会）

第十六条 法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 四（略）

（格付の表示）

第二十六条 法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。

一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

イ 八（略）

二 有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に規定する農産物をいう。以下同じ。）若しくは有機畜産物（令第十七条第二号に規定する畜産物をいう。以下同じ。）の生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行

二 (略)

(証明書に記載すべき事項)

第三十五条 法第十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者(法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。)、流通行程管理者(同条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。)又は小分け業者(法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。)の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

五 (略)

(農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国)

第三十七条 法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、次のとおりとする。

一 有機農産物(日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十

程管理者をいう。以下同じ。)、小分け業者(法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。)、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者(法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。以下同じ。)に係る認証にあつては、登録認証機関又は登録外国認証機関が当該認証ごとに付す番号(以下「認証番号」という。)

二 (略)

(証明書に記載すべき事項)

第三十五条 法第十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者(法第十条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。)又は小分け業者の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

五 (略)

(農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国)

第三十七条 法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、次のとおりとする。

一 有機農産物及び有機加工食品(令第十七条第三号に規定する

六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に掲げる農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（同条第三号に掲げる飲食料品をいう。以下同じ。）のうち、専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国

二 有機畜産物（令第十七条第二号に掲げる畜産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（前号に規定するものを除く。）にあつては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及びスイス

（登録認証機関の登録）

第三十九条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるもの）

二 次の事項を記載した書類

イ（略）

（削る）

ロ イに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項

飲食料品をいう。以下同じ。）のうち、専ら同条第一号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国

二 有機畜産物及び有機加工食品（前号に規定するものを除く。）にあつては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及びスイス

（登録認証機関の登録）

第三十九条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）

二 次の事項を記載した書類

イ（略）

ロ 職員、登録認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

ハ イ及びロに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項

ハ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

三・四 (略)

3 (略)

(登録認証機関の登録の更新に係る準用)

第四十三条 第三十九条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

ニ (略)

ホ 認証に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

三 認証に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

四 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

五・六 (略)

3 (略)

(登録認証機関の登録の更新に係る準用)

第四十三条 第三十九条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第四十四条 登録認証機関は、第三十九条第二項第二号から第四号まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十五条 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条 法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準

イ〜ハ （略）

二 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)〜(9) （略）

(10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては

第四十四条 登録認証機関は、第三十九条第二項第二号（ホを除く。）第五号又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十五条 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条 法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準

イ〜ハ （略）

二 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)〜(9) （略）

(10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては

格付の表示の実績、有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては格付実績及び認証に係るほ場の面積）又は適合の表示の実績を登録認証機関に報告すること。

(11)～(17) (略)

ホ (略)

二～四 (略)

五 認証事業者その他の農林物資を本邦から輸出しようとする者からの求めに応じて、当該農林物資について日本農林規格により格付をしたことを証する書面を発行するときは、その発行に関し必要な審査を行うこと。

2 (略)

(登録認証機関の業務規程)

第四十九条 法第二十一条第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(登録認証機関の帳簿)

第五十二条 (略)

2 法第二十七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

格付の表示の実績、有機農産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては格付実績及び認証に係るほ場の面積）又は適合の表示の実績を登録認証機関に報告すること。

(11)～(17) (略)

ホ (略)

二～四 (略)

(新設)

2 (略)

(登録認証機関の業務規程)

第四十九条 法第二十一条第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程正副二通を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(登録認証機関の帳簿)

第五十二条 (略)

2 法第二十七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 (略)
- 二 認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者〔法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。〕、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

三〇九 (略)

3 (略)

(登録外国認証機関の登録に係る準用)

第五十九条 第三十九条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十条の規定は法第三十四条の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目)

第六十条 令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で農林水産大臣が必要と認める日数とすること。

四・五 (略)

- 一 (略)
- 二 認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

三〇九 (略)

3 (略)

(登録外国認証機関の登録に係る準用)

第五十九条 第三十九条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十条の規定は法第三十四条の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目)

第六十条 令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 登録の審査を実施する日数については、一日とすること。

四・五 (略)

(登録外国認証機関の登録の更新に係る準用)

第六十二条 第三十九条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第四項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第六十三条 第四十四条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、「これらの規定を前条において準用する場合を含む。」とあるのは「又は第六十

(登録外国認証機関の登録の更新に係る準用)

第六十二条 第三十九条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第四項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類(既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。)」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第六十三条 第四十四条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、「又は第六号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)」とあるのは「

二条において準用する第三十九条第二項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準)

第六十五条 第四十六条(第一項第五号を除く。)の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条」とあるのは「第三十条」と、同号二(2)中「並びに第三十八条」とあるのは「第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準用する法第十条第六項及び第七項」と、同号二(3)中「第三十九条」とあるのは「第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項」と、「命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ(2)中「又は第三十八条」とあるのは「第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ(6)中「法第三十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同

若しくは第六号又は第六十二条において準用する第三十九条第二項第二号(ホを除く。)、第五号若しくは第六号」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準)

第六十五条 第四十六条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条」とあるのは「第三十条」と、同号二(2)中「並びに第三十八条」とあるのは「第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準用する法第十条第六項及び第七項」と、同号二(3)中「第三十九条」とあるのは「第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項」と、「命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ(2)中「又は第三十八条」とあるのは「第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ(6)中「法第三十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第

項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

(格付の表示の除去等を行う農林物資)

第七十二条 法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

(登録試験業者の登録)
第七十二条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

(格付の表示の除去等を行う農林物資)

第七十二条 法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
生産情報公表加工食品	(略)
(略)	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表加工食品に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実と反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>

(登録試験業者の登録)
第七十二条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

- 。 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 次に掲げる事項を記載した書類

(削る)

イ 試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、全体の組織に関する事項

ロ ㄱ ㄴ (略)

(削る)

3 (略)

(登録試験業者の登録の更新に係る準用)

第七十二条の八 第七十二条の五の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第七十二条の六の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、前条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

(登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

- 。 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二 次に掲げる事項を記載した書類

イ 試験等に関する業務の概要及び当該業務の実績

ロ 試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ハ ㄱ ㄴ (略)

ト 試験等に関する業務に従事する者の氏名及びその者が試験等の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績

3 (略)

(登録試験業者の登録の更新に係る準用)

第七十二条の八 第七十二条の五の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第七十二条の六の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第七十二条の五第二項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類(既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。)」と読み替えるものとする。

(登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第七十二条の九 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第七十二条の五第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第十四号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録試験業者の地位の承継の届出）

第七十二条の十 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五号による届出書に登記事項証明書その他の登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）

第七十二条の十四 令第十三条第五項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 （略）

三 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で農林水産大臣が必要と認める日数とすること。

四・五 （略）

（登録外国試験業者の登録の更新に係る準用）

第七十二条の十六 第七十二条の五の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一

第七十二条の九 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第十四号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録試験業者の地位の承継の届出）

第七十二条の十 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五号による届出書に登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）

第七十二条の十四 令第十三条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 （略）

三 登録の審査を実施する日数については、一日とすること。

四・五 （略）

（登録外国試験業者の登録の更新に係る準用）

第七十二条の十六 第七十二条の五の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一

項の登録の更新の申請について、第七十二条の六の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）
第七十二条の十七 第七十二条の九の規定は、登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第七十二条の九中「第七十二条の五第二項第二号（イ及びニを除く。）」（前条において準用する場合を含む。）とあるのは、「第七十二条の十三において準用する第七十二条の五第二項第二号（イ及びニを除く。）」又は第七十二条の十六において準用する同号（イ及びニを除く。）」と読み替えるものとする。

（添付書類の省略等）

第七十二条の二十一 同時に二以上の法又はこの省令の規定による申請又は届出（登録認証機関、登録外国認証機関、登録試験業者若しくは登録外国試験業者又はこれらの登録を受けようとする者

項の登録の更新の申請について、第七十二条の六の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第七十二条の五第二項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）
第七十二条の十七 第七十二条の九の規定は、登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第七十二条の九中「第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）」（前条において準用する場合を含む。）とあるのは、「第七十二条の十三において準用する第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）」と読み替えるものとする。

（新設）

が行うものに限る。次項において「申請等」という。）の申請等を行う場合において、各申請書又は各届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又は届出書にこれを添付し、他の申請書又は届出書にはその旨を記載してその添付を省略することができる。

2) 申請等の手続において申請書又は届出書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、申請書又は届出書にその旨を記載してその添付を省略することができる。ただし、農林水産大臣は、特に必要があると認められるときは、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。

(農林水産大臣に対する申出の手続)

第七十六条 法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもつてしなければならない。

一 五 (略)

(格付実績等の報告)

第七十八条 登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績(有機農産物、有機飼料)又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理

(農林水産大臣に対する申出の手続)

第七十六条 法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書(正副三通)をもつてしなければならない。

一 五 (略)

(格付実績等の報告)

第七十八条 登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績(有機農産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者)にあつては、認証に係る

者にあつては、認証に係るほ場の面積を含む。）及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの適合の表示の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

2| 登録認証機関は、毎年一月末日までにその前年の格付をしたことを証する書面の発行の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

3| 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

ほ場の面積を含む。）及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの適合の表示の実績を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

(新設)

2| 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四十六条の改正規定（同条第一項第四号の次に一号を加える部分に限る。）及び第六十五条の改正規定は令和四年一月一日から、第七十八条の改正規定（同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）は令和五年一月一日から施行する。